

工事仕様書

(四日市市上下水道局 下水建設課)

(優先順位)

第1 本工事の施工にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

1. 質問回答書
2. 契約図書
3. 三重県公共工事共通仕様書

(共通仕様書)

第2 本工事の施工にあたっては、「三重県公共工事共通仕様書」(三重県のホームページ及び四日市市上下水道局下水建設課にて縦覧)を準用する。

2. (イ) 産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく中間処理施設及び再生資源の促進に関する法律に基づく再資源化施設」に搬入すること。
(ロ) 産業廃棄物処理業者名簿は、三重県のホームページを縦覧すること。
(ハ) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)確認表(指定様式)を提出し、監督職員にマニフェスト(A票及びD票もしくはE票)の確認を得ること。
(ニ) 建設副産物の処理を委託した場合は、委託契約書の写しを工事打合簿にて提出すること。
(ホ) 建設発生土を搬出する場合は、施工計画書に処分地(位置図)を明記すること。なお、処分地が民有地の場合は、土地所有者から建設発生土受入承諾書を事前に得るものとし、その写しを提出するものとする。
3. 工事の施工について下請負に付する場合には、四日市市工事執行規則第18条における様式により、請負工事一部下請負届を提出すること。また、下請契約締結日より、10日以内に施工体制台帳、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を届出書(発注者指定の様式)に添付し提出すること。
4. 道路交通障害を生じる場合は受注者にて、所轄警察署で道路交通法第77条による「道路の使用の許可」の手続きを行うこと。また、緊急車輛等の通行に支障を来す場合は、関係各機関(消防署等)に連絡し必要な手続きを行うこと。
5. 資材購入及び工事の一部を下請負者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。
6. 契約金額300万円未満の工事の工事工程表及び履行状況報告については、監督職員が提出を求めない限り省略するものとする。
7. 工事日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合については、提出すること。
8. 国家資格を有しないものを現場代理人、主任技術者又は監理技術者と定める場合、現場代理人・技術者選任(変更)通知書に経歴書を添付すること。
国家資格を有するものを現場代理人、主任技術者又は監理技術者と定める場合、監督職員が提出を求めない限り経歴書の添付を省略するものとする。ただし、受注者からの提出を妨げるものではない。
9. 監督職員より指示があった場合は、環境管理に係わる配慮事項確認書を提出すること。
10. 施工にあたり、工事看板・立入防止処置など、交通安全施設による安全管理を徹底すること。
 11. 準備作業に伴う、除草及び整地は受注者にて行うこと。
 12. この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。)を取り扱う場合においては、別紙『個人情報取扱注意事項』を遵守しなければならない。
 13. 安全教育・訓練等の実施状況を記録した資料については、監督職員に提示すること。

また、記録した資料については検査時に持参すること。

14. 受注者は、工事目的物、工事材料（支給材料を含む。）及び作業員等を工事保険、法定外の労災保険、火災保険、請負業者賠償責任保険（管理財物保証特約を含む。）、その他の損害保険等に必要に応じて付さなければならない。

15. 石綿管の処理を伴う場合について

（イ）「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」厚生労働省健康局水道課（平成17年8月）に従って、関係法令を遵守の上、適切に処理すること。

（ロ）石綿作業主任者（石綿作業主任者技能講習修了者）を選任すること。

なお、平成18年3月末までに特定化学物質等作業主任者技能講習を取得済みの場合は従来どおり作業主任者になることができるものとする。

（ハ）石綿障害予防規則に基づき、撤去等の作業における保護具の装着、石綿管分析試験等を行う場合、それらに要した費用について監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

16. 汚水管を布設する工事

（イ）公設汚水柵設置申請書及び受益者申告書の回収にあたっては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。

（ロ）公設汚水柵設置申請書をもとに施工すること。

（ハ）汚水本管には、汚水管理設テープ（茶色）を設置すること。また汚水柵の宅内取付管のキャップ止箇所には接続時注意喚起テープ（黄色）を設置すること。

17. 人孔鉄蓋（φ600）について

四日市型を使用すること。仕様については四日市市上下水道局ホームページ（ホーム≫お知らせ≫2017年04月01日 人孔鉄蓋の仕様について）を参照のこと。また、下水建設課で縦覧可能。

ホームページアドレス：http://www.city.yokkaichi.mie.jp/new_water/pdf/human_iron_lid.pdf

（工事現場の管理）

第3 関係諸法規を遵守し、労働者・その他出入者の監督・風紀衛生の取締まりならびに火災盗難・その他の事故防止に十分注意しなければならない。

既設物（埋設物等）に近接する作業については、予め位置の確認を行った後これらに支障を与えぬよう細心の注意をもって行うこと。なお、緊急時の措置方法については各所有者（管理者）の指示が優先することがある。

また、降雨等天災に対し受注者は現地の状況をよく把握しこれに対処できる諸設備の構造・配置を図ると共に、常に予報等に注意を払い昼夜にかかわらず本工事の施設ならびに本工事に起因する第三者への支障を与えないよう人員・資材等を準備し対処しなければならない。

（観測・測定・工事記録）

第4 工事の着手に先立ち下記の項目について測定し、測定記録を監督職員に提出すること。

①道路中心線 ②境界標 ③引照点 ④街区三角点・街区多角点

2. 下記の項目について観測・測定・工事記録を詳細にとり、監督職員が提出を求めた場合、すみやかに提出すること。

①工事中の土留材の変状 ②地質

3. 既設舗装の取壊しに際しては、概ね40m毎に側点を設け、その側点毎に既設舗装厚さを測定するとともに写真撮影すること。また、その側点記録等を監督職員に提出すること。

なお、上記事項を実施しない場合、その件に関する設計変更は発注者においておこない、受注者はこれに従わなければならない。

（環境調査）

第5 監督職員の指示がある場合、工事の着手に先立ち施工箇所における道路・水路構造物の現況ならびに施工沿線の家屋等の外観の写真撮影を行うこと。なお、上記について監督職員が提出を求め

た場合、すみやかに提出すること。なお、これに要する費用は一切受注者の負担とする。

(騒音・振動)

第6 本工事に際し発生する騒音・振動について極力小さくなるよう機種を選定、使用方法について十分考慮すること。

(品質管理)

第7 基準数量以下の品質管理等については、監督職員の指示によるものとする。

(産業廃棄物税)

第8 本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本年度分の課税対象となった場合には、翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

(契約金額500万円以上の工事)

第9 建設業退職共済（建退共）制度の掛金収納書の写しを監督職員に提出すること。（四日市市調達契約課ホームページから四日市市入札制度の概要について（工事等）を参照のこと。）

ホームページアドレス：<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/nyuusatsu-info/k-nyuusatuseido.htm>

なお、掛け金について、土木工事は契約金額の0.8/1000以上、その他工事は上記ホームページを参照のこと。

提出の書式については、四日市市上下水道局ホームページから「書式のダウンロード」を参照のこと。

ホームページアドレス：http://www.city.yokkaichi.mie.jp/new_water/05_tender/download/index.html

中小企業退職金共済（中退共）制度など他の退職金制度に加入していることにより、共済証紙を購入する必要が無い場合は、理由書の提出により証紙購入を不要とする。

2. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に伴う契約事務処理について、コンクリート・アスファルト等の解体工事に要する費用を工事請負契約書の別添書式「解体工事に要する費用等」に記入し、監督職員に記入事項の確認を得て四日市市上下水道局総務課にて契約を締結すること。
3. 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事实績情報システム（CORINS）へ登録した場合は、「登録内容確認書」の写しを工事打合簿にて提出すること。
4. 三重県公共工事共通仕様書に基づき、（財）日本建設情報総合センター（JACIC）が運用する「建設副産物情報交換システム」にデータ入力した場合は、登録証明書の写しを工事打合簿にて提出すること。

(使用機械)

第10 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事の施工において排出ガス対策型建設機械を使用し、「指定ラベル」が確認できる工事写真を監督職員に提出すること。なお、グレーダについても、排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用しない場合は、設計変更の対象とする。ただし、機械損料に差額のない機種についてはこの限りでない。

(暴力団不当介入に関する事項)

第11 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置

を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに所轄の警察へ通報並びに工事発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、工事遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、工事発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1) (2) の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(下水道工事標準図)

第12 汚水管布設工事については、標準図を制定しており設計図書となるため、これに基づき施工すること。標準図については当初契約時における最新のものを用いる。

詳細については、四日市市ホームページを参照のこと。また下水建設課で縦覧可能。(ホーム≫各課の案内≫下水建設課 情報一覧≫下水工事(標準図)平成26年11月から)

ホームページアドレス：<http://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1001000002319/index.html>

(特記仕様書)

第13 他別記の特記仕様書を附す。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(施工者の義務)

第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を行うために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再提供の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等（以下「資料等」という。）を複製し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複製又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、以下の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
設計積算条件	<input checked="" type="checkbox"/> 工事工種 <input checked="" type="checkbox"/> 積算基準 <input checked="" type="checkbox"/> 単価適用日 <input checked="" type="checkbox"/> 施工地域区分 <input checked="" type="checkbox"/> 一般管理費の補正 <input type="checkbox"/> 随意契約による調整	<input checked="" type="checkbox"/> 該当工事工種を記入する。 下水道工事(3) <input checked="" type="checkbox"/> 三重県県土整備部制定 平成29年7月制定版 <input checked="" type="checkbox"/> 内面リブ付鋼管巻き場所打ち杭「JFETB杭」積算マニュアル(平成25年4月)耐震杭協会※参考 <input checked="" type="checkbox"/> SMW連続壁標準積算資料(平成29年3月版)SMW協会※参考 <input checked="" type="checkbox"/> SUPERJET工法積算基準(平成29年10月)SUPERJET研究会※参考 <input checked="" type="checkbox"/> ジェットグラウト工法積算資料(平成29年9月)JJGA日本ジェットグラウト協会※参考 <input checked="" type="checkbox"/> 薬液注入工積算資料(平成29年度版)日本グラウト協会※参考 <input checked="" type="checkbox"/> 推進工法用設計積算要領泥水式推進工法編(2013年版)日本推進技術協会※参考 <input checked="" type="checkbox"/> 推進工事用機械器具等損料参考資料(2017年度版)日本推進技術協会※参考 <input checked="" type="checkbox"/> 想定土質 (図面記載) <input checked="" type="checkbox"/> 想定透水係数 ($(1.54\sim 3.24)\times 10^{-4}\text{m/sec}$) <input checked="" type="checkbox"/> 平成29年4月1日制定(平成29年9月1日一部改訂) <input checked="" type="checkbox"/> 建設物価・積算資料 平成29年11月(平成29年版) <input checked="" type="checkbox"/> 内面リブ付鋼管巻き場所打ち杭「JFETB杭」積算マニュアル(平成25年4月)耐震杭協会※参考 <input checked="" type="checkbox"/> SMW連続壁標準積算資料(平成29年3月版)SMW協会※参考 <input checked="" type="checkbox"/> SUPERJET工法積算基準(平成29年10月)SUPERJET研究会※参考 <input checked="" type="checkbox"/> ジェットグラウト工法積算資料(平成29年9月)JJGA日本ジェットグラウト協会※参考 <input checked="" type="checkbox"/> 薬液注入工積算資料(平成29年度版)日本グラウト協会※参考 <input checked="" type="checkbox"/> 推進工法用設計積算要領泥水式推進工法編(2013年版)日本推進技術協会※参考 <input checked="" type="checkbox"/> 推進工事用機械器具等損料参考資料(2017年度版)日本推進技術協会※参考 <input type="checkbox"/> 市街地(DID補正)(1) (<input type="checkbox"/> 鋼橋架設工事 <input type="checkbox"/> 電線共同溝工事 <input type="checkbox"/> 道路維持工事 <input type="checkbox"/> 舗装工事 <input type="checkbox"/> 橋梁保全工事) <input type="checkbox"/> 一般交通影響有り(1) <input checked="" type="checkbox"/> 一般交通影響有り(2) <input type="checkbox"/> 市街地(DID補正)(2) <input type="checkbox"/> 山間僻地及び離島 <input type="checkbox"/> 補正なし <input checked="" type="checkbox"/> 前払金支出割合に係る一般管理費等率の補正 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 契約保証に係る一般管理費等率の補正 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 別途工事との工程調整 <input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 <input type="checkbox"/> 他機関との協議 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 調整項目 <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input checked="" type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input checked="" type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input checked="" type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (北勢流域下水道事務所の契約業者、施設課、吉崎ポンプ場放流渠築造工事契約業者) <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 制限する工種名 () <input checked="" type="checkbox"/> 施工時期及び施工時間 (特記仕様書のとおり) <input type="checkbox"/> 施工方法 () <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 () <input type="checkbox"/> 協議完了見込み時期 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本体内着手は現在施工中の平成28～29年度吉崎ポンプ場建築工事の完了後とする。) 上記工事の工期は平成30年3月15日である。
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input checked="" type="checkbox"/> 仮設ヤードあり <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 (<input type="checkbox"/> 別添図 <input type="checkbox"/> No. ~ No. <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 (<input type="checkbox"/> 平成 年 月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議) <input checked="" type="checkbox"/> 仮設ヤード (<input checked="" type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (特記仕様書のとおり) <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 () <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 (L= Km) <input checked="" type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 (特記仕様書のとおり) <input type="checkbox"/> その他 () ※事前に地元と協議を行い、増減が必要な場合は事前に監督職員と協議すること。

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
公害対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input checked="" type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 制限項目 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input checked="" type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 施工方法 <input type="checkbox"/> 指定工法名 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input checked="" type="checkbox"/> 調査項目 <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input checked="" type="checkbox"/> 水質測定 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (pH処理設備工(特記仕様書のとおり)) <input type="checkbox"/> 調査方法 <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ()
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり <input checked="" type="checkbox"/> 近接公共施設等に対する制限 <input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり <input type="checkbox"/> 現場環境改善費適用工事 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input checked="" type="checkbox"/> 交通管理要員の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input checked="" type="checkbox"/> 別途仕様書 <input type="checkbox"/> 配置人員数 (人) <input checked="" type="checkbox"/> その他(配置人員の変更は原則行わないものとするが、交通誘導警備員については、地元自治会、関係機関及び警察の意見を検討し、配置人員に変更が生じる場合については、監督職員と別途協議を行うこと。ただし、工事車両の搬入出に伴い配置する場合については、間接費に含まれるものとし、設計変更の対象としない。) <input checked="" type="checkbox"/> 施工時間の制限 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・近接公共施設名等 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 () ・制限を受ける工種 () ・制限内容 () <input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 保安要員の配置 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容(率分)() <input type="checkbox"/> 現場環境改善の内容(積上)() <input type="checkbox"/> その他 ()
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件あり <input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件 <input type="checkbox"/> 別添図面等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 転用あり (回) <input type="checkbox"/> 兼用あり () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 構造及び設計条件 <input type="checkbox"/> 別添図面等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 施工方法 <input type="checkbox"/> その他 ()

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
残土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 残土処分（自由処分） <input checked="" type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用） （処分先については監督職員に工事打合簿にて提出すること） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり <input checked="" type="checkbox"/> 提出書類 その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 残土処分地 運搬距離（L= Km） <input type="checkbox"/> 別添図等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 特記仕様書のとおり ） <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 処分地の処理条件あり <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類 <input checked="" type="checkbox"/> コン塊 <input checked="" type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input checked="" type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地 運搬距離（L= Km） <input checked="" type="checkbox"/> 再生処分地（ As、Con ） <input type="checkbox"/> 最終処分地（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途図書 <input checked="" type="checkbox"/> 処分地での処理費 <input checked="" type="checkbox"/> 計上あり（ <input checked="" type="checkbox"/> 処理料 <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> 被覆土 ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input checked="" type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ 特記仕様書のとおり ） <input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」する際には、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。 なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 支障物件名 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 平成 年 月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 防護（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
排水工関係 （濁水処理含む）	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり ※法令上乗せ制限の場合	<input type="checkbox"/> 項目および基準値（ ） <input type="checkbox"/> 調査項目（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
薬液注入関係	<input checked="" type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input checked="" type="checkbox"/> 提出書類あり <input checked="" type="checkbox"/> 注入量の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 注入の管理及び注入の効果確認 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 工法区分 <input checked="" type="checkbox"/> 材料種類（ 特記仕様書のとおり ） <input checked="" type="checkbox"/> 施工範囲（ 図面のとおり ） <input checked="" type="checkbox"/> 削孔数量（ 監督職員の指示による ） <input checked="" type="checkbox"/> 注入量（ 監督職員の指示による ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input checked="" type="checkbox"/> 工法関係（ 二重管ストレナーナ工法(複相式)、二重管ダブルパッカー工法 ） <input type="checkbox"/> 材料関係（ ） <input type="checkbox"/> その他

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
再生材料使用関係	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材の種類 <input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input checked="" type="checkbox"/> 再生クラシャーラン <input checked="" type="checkbox"/> 再生砂 <input checked="" type="checkbox"/> 再生材が使用できない時の措置 <input checked="" type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。 (認定製品の品名:) <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名:) 【注:認定製品の品名欄については、設計単価表品名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> その他 ()
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管 <input checked="" type="checkbox"/> 現場発生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材料等工事間流用あり <input checked="" type="checkbox"/> 試験 (平坦性試験) <input type="checkbox"/> テストピース () <input checked="" type="checkbox"/> 随時検査 <input type="checkbox"/> 汚水柵設置申請書回収費 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 保管場所 () 期間 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 品名 () 数量 () 保管場所 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (スクラップ処分H11は共通仮設費、現場管理費、一般管理費の対象外) <input type="checkbox"/> 品名 () 数量 () 引渡場所 () 時期(平成 年 月 日) その他 () <input type="checkbox"/> 運搬方法 (<input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 引渡場所 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 数量 () 運搬距離 L= Km) <input checked="" type="checkbox"/> 試験実施 <input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> テストピース実施 <input type="checkbox"/> 要 () <input type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は四日市市工事検査規程第8条第6項に基づき、発注者が随時検査を求めた場合は、監督職員の指示に従い受検すること。 <input type="checkbox"/> 件数… 件 <input type="checkbox"/> その他 ()
適用条件		<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書(平成28年7月版)を準用 (部分改正を行った内容も含む(最新改正:平成29年7月1日)) <input type="checkbox"/> 土木構造物設計マニュアル(案) <input checked="" type="checkbox"/> その他 特記仕様書のとおり

(注) 上記受託業務事項・条件および内容のレ印当該欄は作業に当たって制約を受けることになるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は工事打ち合わせ等により協議するものとする。

特記仕様書

(四日市市上下水道局 下水建設課)

第1章 共通事項

第1節 適用範囲

本仕様書の適用範囲は、『三重県公共工事共通仕様書』と共に本工事の施工にあたり、受注者が守らなければならない特記事項についての仕様書であり、共通仕様書と重複する事項については本仕様書が優先する。

第2節 施工時間

本工事の施行時間は8時30分から17時までとする。
ただし、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第3節 随時検査

受注者は、四日市市検査規程第8条第6項の規定により発注者が随時検査を求めた場合は、監督職員の指示に従い受験すること。

第2章 工事施工等

第1節 工事目的

本工事は、四日市市と楠町の合併による新市建設計画に基づき、吉崎ポンプ場の低段沈砂池及び流入渠を築造するものである。

工事施工にあたっては、監督職員の指示のもと、他工事とも十分に調整し、その使用目的に適する施設を築造するものとする。

工事は関係法規に準拠し、安全に施工するとともに、環境に配慮した施工に努めることとする。

第2節 工事範囲

低段沈砂池（低段沈砂池、低段流入室）

流入渠（Φ2200管 L=96.02、M9-1特殊人孔）

高段沈砂池の図面は参考とし、将来高段沈砂池が図面記載位置に施工できるように留意しながら施工を進めること。

第3節 吉崎ポンプ場建設関連工事

吉崎ポンプ場建設関連工事（吉崎ポンプ場放流渠築造工事、等）の受注者と工程及び施工ヤード等の調整を行い互いに円滑に工事が実施できる体制にすること。

労働安全衛生法第30条第2項の特定元方事業者は本工事契約業者とする。

第3章 仮設工（柱列式連続地中壁工、切梁等）

第1節 一般事項

(1) 受注者は、柱列式地中連続壁の施工にあたっては施工条件、作業環境、安全性その他の工事にかかわる諸条件を確認し、現場に適応した施工計画を監督職員に提出すること。

第2節 配合等

(1) ソイルセメントに使用する硬化剤は、セメント系とすること。

(2) 施工にあたっては、事前に原位置土を用いて、ソイルセメントの配合試験を行い、採用す

る配合について監督職員の承諾を得ること。なお、ソイルセメントの設計基準強度（一軸圧縮強度）は、 0.5N/mm^2 以上とすること。

第3節 芯材の建込み

- (1) 芯材を建込む前に、これに付着した泥土等の有害なものを除去し、変形、損傷を与えてはならない。
- (2) 芯材の建込みに当たっては、孔壁を損傷しないように、かつ、腹起し等の設置に支障のないよう鉛直に所定の位置まで行うこと。なお、確実な止水を行うため、掘削中心と芯材のずれは、 25mm 以下とすること。
- (3) 芯材の建込みは、継手部が弱点にならないように施工するとともに、継手位置は鉛直方向に互いにずらすこと。

第4節 品質管理

- (1) 受注者は、柱列式地中連続壁施工時に、まだ固まらないソイルセメントを採取して供試体を作成し、圧縮強度の確認を行い、監督職員に報告すること。また、供試体の採取頻度は、 $1,000\text{m}^3$ ごとに1箇所とすること。

第5節 不透水層への貫入

- (1) 受注者は不透水層への連続地中壁が到達したことの確認方法について、施工計画書に記載し、監督職員の承諾を得ること。
また、不透水層への貫入長が設計値以上であることが確認できる資料を整備し、監督職員に提出すること。

第6節 土留計測工

- (1) 土留壁に多段式傾斜計、切梁に切梁ひずみ計及び温度計、土留壁内外に地下水位計を設置し、測定管理を実施すること。測定器設置数については、下記を標準とし、設置前に施工計画書を提出すること。
 - ・多段式傾斜計：28台
 - ・切梁ひずみ計：18台
 - ・温度計：1台
 - ・地下水位計：3台

第7節 その他

- (1) 間隙の有無、漏水の確認を確実にを行い問題が生じた場合は監督職員に報告し指示に従うこと。

第4章 杭基礎工

第1節 杭の施工と種類

- (1) リバース工法、オールケーシング工法併用による、場所打ち鋼管コンクリート杭とする。
- (2) 柱列式連続地中壁の底部まではオールケーシング工法により施工し、それ以深はリバース工法により施工すること。土質条件が異なる場合は監督職員と協議すること。

第2節 支持地盤の確認

- (1) 受注者は支持地盤の確認方法について、施工計画書に記載し、監督職員の承諾を得ること。
また、支持地盤に達したことが確認できる資料を整備し、監督職員に提出すること。

第3節 掘削土の搬出

- (1) A s g層、A s 1層、A c 2層の掘削土（ハンマーグラブ掘削部分）については現場内にて改良し、コーン指数： $300\text{ (kN/m}^2)$ を確保し、搬出するものとする。
品質管理として1日の搬出量が 200m^3 以上の場合は 200m^3 に1回、1日の搬出量が

- 200m³未満の場合は1日1回コーン指数試験を行うこと。
- (2) 掘削土の改良材はセメント系とし、70 (kg/m³) 以上とする。
 - (3) リバース工法による掘削土については建設汚泥として産業廃棄物処理とする。

第5章 土工

第1節 仮置土場

- (1) 掘削土のうち、良質土を監督職員が指示する敷地内に仮置き（想定数量750m³）するものとする。

第2節 発生土の搬出先

- (1) 発生土の搬出先
敷地内に仮置できない土砂は、南部浄化センター第2期建設事業埋立地へ搬出すること。土砂搬入出の際、道路等を汚した場合はすみやかに清掃し、周辺地域に迷惑のかからないようにすること。
- (2) 土質調査
南部浄化センター第2期建設事業用資材として利用可能であることを別紙の「南部浄化センター第2期建設事業埋立工事土砂受入基準」に従い確認すること。「南部浄化センター第2期建設事業埋立工事土砂受入基準」に満たない場合は、監督職員と協議すること。すべての土砂受入基準調査結果を土砂搬出前に提出すること。
- (3) 搬出時期
搬出時期については、監督職員からの指示によるものとする。

第3節 埋立地及び南部浄化センター敷地内の規制について

- (1) 施工時間
南部浄化センターへの搬入時間は、原則として平日の午前8時30分から午後5時までとする。なお、これ以外の曜日及び時間帯で搬入を希望する場合は、事前に監督職員の承諾を得ること。
- (2) 運搬経路
運搬経路については、監督職員が指定する運搬経路を遵守するものとし、地元住民等から苦情があった場合には誠意をもって迅速に対応すること。吉崎ポンプ場から埋立地までの運搬距離は1.0kmとしている。
- (3) 南部浄化センター内建設工事安全協議会
南部浄化センター内での施工中の工事業者において結成している「南部浄化センター内建設工事安全協議会」に加入し、他工事業者と相互調整を図り、事故防止に万全を期すとともに円滑な施工に努めること。
- (4) 路面措置
南部浄化センター内の搬入出箇所及び運搬経路の路面等を汚損しない措置を行うとともに、汚損した場合は清掃または補修を行うこと。
- (5) 飛散防止措置
南部浄化センター内の運搬経路については、粉塵等が飛散ないように適宜散水等の飛散防止措置を行うこと。
- (6) 制限速度
南部浄化センター内における工事用車両の走行速度は、20km/h以下を厳守すること。
- (7) 安全対策
土砂を搬出する際は、運搬経路の指定箇所に交通誘導警備員Aを配置する（1人/日）ことを基本とする。交通誘導警備員の配置箇所については、監督職員が指示する。交通誘導警備員の配置人数については、着工前に監督職員及び地元と協議を行い、施工計画にて提出するものとし、配置人数について変更の必要が生じた場合は監督職員と協議を行うこと。

- (8) 業者名の掲示
工事用車両のフロントガラスに元請業者名を表示すること。

第6章 コンクリート工

第1節 生コンクリート

- (1) 生コンクリートの仕様は構造細目共通図に示すとおりとする。

第2節 ひび割れに対する検討

- (1) コンクリート施工に先立ち、セメントの水和熱による温度応力及び温度ひび割れに対して、マスコンクリート三次元温度応力解析を実施し、評価・対策検討を行った上、監督職員と協議すること。

第7章 薬液注工法

第1節 薬液注工について

以下のことに留意し施工すること。

[Ⅰ. 注入量の確認]

1. 材料搬入時の管理

- (1) 水ガラスの品質については、JIS K 1480に規定する項目を示すメーカーによる証明書を監督職員に工事着手及び1ヶ月経過毎に提出するものとする。また、水ガラスの入荷時には搬入状況の写真を撮影するとともに、メーカーによる数量証明書をその都度監督職員に提出するものとする。
- (2) 硬化剤等については、入荷時に搬入状況の写真を撮影するとともに、納入伝票をその都度監督職員に提出するものとする。
- (3) 監督職員等は、必要に応じて、材料入荷時の写真、数量証明書等について作業日報等と照合するとともに、水ガラスの数量証明書の内容をメーカーに照会するものとする。

2. 注入時の管理

- (1) チャート紙は、発注者の検印のあるものを用い、これに施工管理担当者が日々作業開始前にサイン及び日付を記入し、原則として切断せず1ロール使用毎に監督職員に提出するものとする。なお、やむを得ず切断する場合は、監督職員等が検印するものとする。監督職員等が現場立会した場合等には、チャート紙に監督職員等がサインをするものとする。
- (2) 監督職員等は、適宜注入深度の検尺に立会いするものとする。また、監督職員等は、現場立会した場合には、注入の施工状況がチャート紙に適切に記録されているかを把握するものとする。
- (3) 大規模注工工事（注入量500KL以上）においては、プラントのタンクからミキサー迄の間に流入積算計を設置し、水ガラスの日使用量等を管理するものとする。
- (4) 適正な配合とするため、ゲルタイム（硬化時間）を原則として作業開始前、午前、午後の各一回以上測定するものとする。

[Ⅱ. 注入量の管理及び注入の効果の確認]

1. 注入の管理

当初設計量（試験注入等により設計量に変更が生じた場合は、変更後の設計量）を目標として注入するものとする。注入にあたっては、注入量－注入圧の状況及び施工時の周辺状況を常時監視し、以下の場合に留意しつつ、適切に注入するものとする。

- (1) 次の場合には直ちに注入を中止し、監督職員と協議のうえ適切に対応するものとする。
- イ. 注入速度（吐出量）を一定のままで圧力が急上昇または急低下する場合。
 - ロ. 周辺地盤等の異常の予測がみられる場合。
- (2) 次の場合は、監督職員と協議の上必要な注入量を追加する。
- イ. 掘削時湧水が発生する等止水効果が不十分で、施工に影響を及ぼすおそれがある場合。

ロ. 地盤条件が当初の想定と異なり、当初設計量の注入では地盤強化が不十分で、施工に影響を及ぼすおそれがある場合。

〔Ⅲ. 薬液注入工に伴う水質試験〕

現場内試験を以下のように実施すること。なお薬液注入に伴う水質調査および数量は以下のとおりとする。

〈観測井設置〉

観測井は薬液注入工施工箇所の近辺に設置し、深さは薬液注入した下面マイナス1 mまで行うこと。施工方法位置については監督職員と協議して施工すること。また、計測完了後は観測井を埋め戻すこと。

〈現場内試験〉

	検査項目	検査方法	水質基準	備考
水質基準	水素イオン濃度	水質基準に関する法令（昭和41年厚生省令第11号）または日本工業規格K0102の8に定める方法	Ph値8.6以下であること	観測井で採取したもの
排水基準	水素イオン濃度	日本工業規格K0102の8に定める方法	排水基準を定める総理府令（昭和46年総理府35号）に定める一般基準に適合すること	注入機器の洗浄水、薬液注入箇所からの湧水等

試験回数（観測井）

- 1) 工事着手前1回
- 2) 施工中毎日1回
- 3) 施工完了後2週間を経過するまで毎日1回
- 4) 施工完了後2週間が経過した後半年、もしくは工事が完了するまでのうち短いほうの期間月2回

なお上記試験に異常がみられたら直ちに作業を中止し速やかに監督職員に報告すること。

〔Ⅳ. 施工計画について〕

下記について資料提出すること。

- (1) 工法関係：①注入圧 ②注入速度 ③注入順序 ④ステップ長
- (2) 材料関係：①材料 ②ゲルタイム ③配合

第8章 地盤改良工（高圧噴射攪拌工）

第1節 沈砂池の高圧噴射攪拌工法

沈砂池の高圧噴射攪拌工法については、原則としてSUPERJET工法を用いること。固化材については「S J-1号H型」を用いること。なお、施工管理は、「SUPERJET工法研究会」の技術資料を原則準拠すること。

第2節 流入渠の高圧噴射攪拌工

流入渠の発進部及び到達部の高圧噴射攪拌工法の施工管理は、「日本ジェットグラウト協会」の技術資料を原則準拠すること。

第9章 その他

第1節 留意事項

(1) 工事用地について

「吉崎ポンプ場建築工事」の完成後（平成30年3月予定）、原則として吉崎ポンプ場建設地全面を工事用地として使用する事が可能である。ただし、他の吉崎ポンプ場関連工事の受注者が工事用地として使用するため、互いに円滑な施工が実施できるように調整すること。また、吉崎ポンプ場建設地に関する工事用進入道路、仮設フェンス、門扉、転落防止柵等について前期工事から引継ぎ、維持管理を行うこと。

なお、吉崎ポンプ場用地に関しては、周辺住民の環境配慮（騒音振動）及び除草収集等の維持管理に努めること。

- ・目隠し板（H＝3 m） : L＝4 0 0 m
- ・転落防止柵（H＝1 m） : L＝3 2 0 m
- ・門扉（H＝3 m、） : L＝9 m（1箇所）

(2) 流末排水（土砂）の管理について

降雨時に雨水幹線及び既設立坑（M9-1）に雨水が滞水するため、立坑内に堆積する土砂等は、適宜排水及び排土し維持管理に努めること。沈砂池からポンプ棟側に地下水及び雨水が流れないように水替ポンプ等を設置し管理すること。

既設立坑（M9-1）に設置された既設水替ポンプ（下水建設課所有）については、受注者が運転管理すること。ただし、既設水替ポンプに接続された電源については、緊急時を除き受注者所有の水替ポンプは接続してはならない。

施工完了時の水替ポンプ及び排水養生等の現場引き継ぎについては、監督職員と協議すること。

(3) 安全対策

吉崎ポンプ場敷地出入口には、交通誘導警備員Bを1名配置（1人/日）し交通安全並びに周辺地域の交通誘導等に努めなければならない。

地元及び警察等との協議により配置人員等に変更が生じた場合は別途協議を行うこと。

第2節 六価クロム溶出試験（環境庁告示46号溶出試験）

本工事は「六価クロム溶出試験」の対象工法があり、試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は三重県公共工事共通仕様書「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。

また、土質条件、施工条件により試験方法、検体数に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数（7検体）

- 仮設工 地中連続壁工（柱列式） : 配合設計段階3検体
- 杭基礎工 : 配合設計段階1検体
- 地盤改良工（沈砂池） : 配合設計段階1検体
- 地盤改良工（流入渠） : 配合設計段階2検体

第3節 pH処理設備

工事完成までの期間についてpH処理設備（20m³/h級）を設置し、工事排水について下記の環境基準を遵守すること。工事用排水の放流先は東側堤脚水路とする。

なお、泥水推進工のpH処理設備とは別に設置すること。

- ・pH（水素イオン濃度） : 5.8以上8.6以下

第4節 契約図面縮尺

契約図面の縮尺寸法は、A1版印刷時のものとする。

南部浄化センター第2期建設事業埋立工事土砂受入基準

北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期建設事業の埋立工事において、埋立土砂の受入れ条件は以下の通りである。

1.1. 一般事項

- 土壌に含まれる有害物質が基準値以下であるもの。
- 土質区分が南部浄化センター第2期建設事業主体が定める基準に適したもの。
- 最大粒径が南部浄化センター第2期建設事業主体が定める基準に適したもの。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の廃棄物に該当しないもの。
- 土壌汚染対策法に規定する要措置区域（要措置区域、形質変更時要届出区域）の指定（指定予定を含む）がなされた土地から発生する土砂でないもの。
- 含水比が高くないもの。
- 悪臭を放たないもの。
- 一般廃棄物を含まないもの。
- その他、南部浄化センター第2期建設事業主体が定める受け入れ基準に適したもの。

1.2. 土壌

- 別紙1に示す法律、環境基準等の最新の基準に適合するもの。
 - ・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和48年総理府令第6号）
 - ・土壌の汚染に係わる環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）
 - ・ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）
 - ・底質の暫定除去基準について（昭和50年環水管119号）
 - ・海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法（昭和51年環境庁告示第3号）

1.3. 土質

- 別紙2に示す平成18年8月国土交通省の「土質区分基準」による第1種～第3種建設発生土に適合するもの。
- 浚渫土及び第4種建設発生土は、セメント等により改良し、一軸圧縮強度 $q_u = 160 \text{ kN/m}^2$ 以上、コーン貫入指数 $q_c = 800 \text{ kN/m}^2$ 以上の別紙2に示す「土質区分基準」による第1種～第2種改良土に適合するもの。

1.4. 最大粒径

- 最大粒径が100mm以下に適合するもの。
- 最大粒径が100mmを超える場合であっても、オーガーによる削孔が可能が場合は別途協議する。

1.5. 調査頻度

- 土壌分析、土質分析とも、分析頻度は搬出側の工事単位に1回の分析とする。
但し、土質が変化する場合は、土質ごとに1回ずつ追加する。
- 土壌試験の分析結果の有効期限は1年間とする。
- 改良土については、改良後に分析を行うものとする。

1.6. 調査方法

- 土壌分析の試料採取方法は5地点混合方式とし、現地内で偏らないよう採取地点を決定する。
- 土壌分析の試料採取深さは概ね50cm程度（ダイオキシン類の深さは5cm）より採取する。

別紙1 土壌受入基準

試験項目	単位	基準値	検定方法
1 アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	H3.8.23環境庁告示第46号 「土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法による
2 水銀又はその化合物	mg/L	0.0005以下	
3 カドミウム又はその化合物	mg/L	0.01以下	
4 鉛又はその化合物	mg/L	0.01以下	
5 有機リン化合物	mg/L	検出されないこと	
6 六価クロム化合物	mg/L	0.05以下	
7 ひ素又はその化合物	mg/L	0.01以下	
8 シアン化合物	mg/L	検出されないこと	
9 PCB	mg/L	検出されないこと	
10 ふつ化物	mg/L	0.8以下	
11 トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下	
12 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	
13 シクロロメタン	mg/L	0.02以下	
14 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	
15 1・2-シクロロエタン	mg/L	0.004以下	
16 1・1-シクロロエチレン	mg/L	0.1以下	
17 シス-1・2-シクロロエチレン	mg/L	0.04以下	
18 1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	
19 1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	
20 1・3-シクロプロペン	mg/L	0.002以下	
21 チウラム	mg/L	0.006以下	
22 シマジン	mg/L	0.003以下	
23 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	
24 ベンゼン	mg/L	0.01以下	
25 セレン又はその化合物	mg/L	0.01以下	
26 ほう素	mg/L	1以下	
27 クロロエチレン	mg/L	0.002以下	
28 1・4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	
29 銅又はその化合物	mg/L	3以下	
30 亜鉛又はその化合物	mg/L	2以下	
31 ベリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	
32 コバルト又はその化合物	mg/L	2以下	
33 ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	
34 バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	
35 有機塩素化合物	mg/kg	40以下	H15.6.13、環境省告示第68号 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件」に定める方法
36 ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	
37 ダイオキシン類の含有濃度	pg-TEQ/g	150以下	H21.3環境省水・大気環境局土壌環境課 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」に定める方法
38 水銀又はその化合物	ppm	25未満	H24.8.8環水大発第120725002号 「底質調査方法について」に定める方法
39 PCB	ppm	10未満	
40 油分	mg/L	15以下 視認できる油膜が海面に生じないものであること	S51.2.27環境庁告示3号 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六條第一項第四号に規定する海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法」に定める方法

別紙2 土質区分基準

区分	細区分	コーン指数	土質材料の工学的分類		備考
		qc (kN/m ²)	大分類	中分類 土質(記号)	含水比
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準 ずるもの)	第1種	—	礫質土	礫(G)、礫質(GS)	—
			砂質土	砂(S)、砂質(SG)	
	第1種改良土		人工材料	改良土(I)	—
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこ れらに準ずるもの)	第2a種	800 以上	礫質土	細粒分まじり礫(GF)	—
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂(SF)	—
	第2種改良土		人工材料	改良土(I)	—
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保さ れる粘性土及びこれに 準ずるもの)	第3a種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂(SF)	—
	第3b種		粘性土	シルト(M)、粘土(C)	40%程度以下
			火山灰質粘土	火山灰質粘土(V)	—
	第3種改良土		人工材料	改良土(I)	—